

令和5年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 中根小学校内学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	「放課後児童クラブ運営指針」を常に見られる場所に置いており、確認しながら全職員が共通の理解をもち職務にあっている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	遊び・生活の場としての機能を果たすとともに、安心して通える場であるように子どもの状況や発達段階に適切な育成支援を展開していくことが、保護者の就労支援にもつながっていると理解している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○安全面に配慮し環境整備を行ったり、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場となるような育成支援に努めている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者とは、連絡帳や面談、保育参観を通して子どもの情報共有や情報交換をすることで、成長とともに支援する関係を築いている。また、学校敷地内施設であることを活かして、学校等と積極的に連携をとっている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○子どもに大きな影響を与える存在であることを念頭に、必要な知識及び技能の修得ができるよう向上心をもって育成支援を図っている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○利用する子ども、保護者にとって、安心・安全な場であるように、常に子ども一人ひとりの個性を尊重した育成支援を図っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○子どもや保護者の人権を尊重し、支援員としての倫理を自覚しながら日々の育成支援の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通して育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	利用者から要望や苦情等のご意見があった際には、施設長、会社、行政と相談し適切且つ迅速に対応するよう努めている。また、内容や対応については職員間だけでなく必要に応じてランランひろは職員とも共有している。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○毎日のミーティングで引き継ぎや役割の確認を行うとともに、情報交換や情報共有を図り、連携をとっている。また、事例検討を行い、意見交換をすることで相互に協力し、事業内容向上に努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。なお、第三者評価については、今後実施予定である。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	身体、知能、社会性等の発達の特徴や発達の個人差を踏まえながら、育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○子どもにとって安全で安心して過ごせる場であり、自ら進んで通い続けられることで、保護者が安心して子どもを預けて就労・就学・介護等に取り組めるよう努めている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○物的環境・人的環境など子どもを取り巻く様々な環境にも丁寧に対応し、子どもにとって信頼できる存在であることを念頭に置き、あそびの提供や環境構成を図っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○地域社会で生活する子どもの1人として、他の子どもと共に成長できるように配慮及び環境整備を行い、受入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○職場内外の研修を通して理解を深めている。また、地域の巡回専門支援員との連携を図りながら、指導を受け育成支援を図っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○児童の安全を第一に考え、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われた場合には、学校を含む関係機関と連携できる体制を整えている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○子どもの家庭環境についても配慮し、見守りを行っている。特別な支援が必要であると思われる場合には、学校を含む関係機関と連携できる体制を整えている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○子どもの家庭環境等の個人情報について外部に漏れないよう、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	連絡帳や安心でんしよばと、毎月のおたよりの活用、個人面談の実施、送迎時に積極的なコミュニケーションを図る等、様々な方法で遊びや生活の様子を情報共有や出欠確認をするよう努めている。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	個人面談の実施や保護者と日常的に子どもの様子を伝え合うことで、信頼関係を築けるよう努めている。また、連絡帳や電話での相談があった際にも、気持ちを受け止め丁寧に対応するよう努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	昨年末に父母会が解散となったが、今年度は引き続き必要に応じて連絡をとりあっている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画、月案、行事計画の作成、保育の記録、職場内での事例検討会、面談の実施、おたよりの発行等育成支援に係る職務を実施している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	日誌、打ち合わせや引き継ぎ、おやつ購入、施設の安全点検、清掃や整理整頓、保護者や関係機関との連絡等運営に関わる業務を実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校敷地内の施設であること、ランランひろばと一体化した運営であることから定期的に情報交換や情報共有を行っている。特に副校長とは積極的に連携を図っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	文書での取り決めは行っていないが、プライバシーの保護には細心の注意を払っている。情報交換や情報共有の際に、個人情報が含まれる名簿や書類などの受け渡し、受け取りは行っていない。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新入所児の配慮が必要と思われる子どもがいた場合、様子を聞いたり保育参観に行ったりするなど連携を図るよう努めている。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	学校、近隣児童館、ランランひろば、住区センター、地域パトロールの見守り等と情報共有を図れる体制を整えている。住区センターの行事や出張児童館等の行事には可能な限り参加している。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校敷地内の施設であること、放課後ひろばと一体化した運営であることから、毎日学校施設を活用するために学校や関係者の協力が得られるよう関係を築いている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ン ト
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
	(3)防災及び防犯対策	○	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ン ト
18 施設及び設備	(1)施設	○	○ 「生活の場」、「遊び等の活動拠点」としての機能を備えた専用区画を設けている。
	(2)設備、備品等	○	○ 「生活の場」としての設備及び備品、「あそび」に必要な設備及び備品は備えている。また、あそびの素材は子どもが自主的・創造的に遊ぶことができるよう工夫して用意するよう努めている。
19 職員体制	(1)職員配置	○	○ 保育士・教員免許、放課後児童支援員の資格を有しているものが7名いる。毎日必ず、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置している。
	(2)育成支援の実施	○	○ 支援の単位ごとにより育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	△ 区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	○ 開所時間は、一日保育日8:00～、平日下校後～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○	○ 区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	○ 放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	○ 放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○	○ 労働実態や意向を把握し労働環境の整備に努めている。また、会社が主となり健康診断等の実施や保険加入等を行っている。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。